

(公 印 省 略)

各 位

はさまきちょくれ祭り実行委員会
会 長 利光 直人

「はさま きちょくれ祭り 2024」への出店について（募集）

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、第36回目を迎えます「はさま きちょくれ祭り 2024」につきまして、本年は
11月10日（日）に挟間中洲賀グラウンドにおいて、開催することになりました。

つきましては、下記のとおり出店の希望者を募集しますので、出店を希望される方は申込をお願いいたします。なお、下記要領に該当しない方は受付をお断りすることがありますのでご承知おきください。

記

- ◆ 出店申込者は、原則として挟間地域内の各種団体及び事業所（由布市商工会の会員とする。ただし農産物販売は除く）とし、行政団体・各種団体を優先します。ただし、一般のみフリーとします。
- ◆ 食品を取り扱う出店者は営業許可（保健所）が必要になります。
- ◆ 申込者が多数の場合は、出店説明会の席で抽選をして決定します。
- ◆ 今年は日曜日の1日開催となりますので、お間違えの無いようお願いいたします。
- ◆ 物品を展示及び販売される方は、出店料として **1張12,000円** の負担をお願いします。
（1 張につきイス5脚とテーブル2ヶです。その他備品を追加されますと別途料金をいただきます。）
- ◆ 申 込 方 法 『出店申込書』と『誓約書(提出用)』及び、**代表者（責任者）**の身分証明書（運転免許証等）の写しを添えて〔**代表者（責任者）**が持参の場合は事務局でコピーします。〕由布市役所挟間振興局 はさまきちょくれ祭り実行委員会事務局へ持参してください。
- ◆ 申 込 期 限 **令和6年9月13日(金) 午後5時まで**
- ◆ 出店説明会 **令和6年9月27日(金) 午後2時から**
由布市役所挟間庁舎4階大会議室で開催しますので、申込をされた方は必ず出席してください。欠席されますと出店の意志がないものとして申込を取り消すことがあります。申込者に再度説明会の通知はしませんので、日時等お間違えのないようお願いします。
- ◆ そ の 他 出店料は説明会当日に徴収します。備品の追加を予定されている方は、余分にご準備ください。
- ◆ 申 込 先 はさま きちょくれ祭り実行委員会事務局
由布市役所 挟間振興局 地域振興課内 (TEL 583-1111 内 3224/3254)

《注意事項》

過去、名義貸しをしている方がいました。出店申込者と出店者に相違が判明した場合は、出店を取り消し、今後出店を受付けませんので、念のため申し添えます。

はさま きちょくれ祭り 2024 の出店にあたっての誓約書(出店者用)

- 1 会場のテント設営が11月8日(金)までかかりますので、出店の準備は9日(土)からにしてください。
- 2 祭りは10日(日)の1日間のみ行います。商品・食品の販売等には十分注意して、売切れ等でテントを空けてしまうことのないようにしてください。なお、10日は午後5時頃まで祭りが行われる予定です。(※終了時間については変更の可能性があります。)
- 3 各テントで出たゴミは、各自で必ず持ち帰ってください。
※過去、最後にソースやカレーを袋に詰めたまま放置したり、廃油を川に廃棄して帰った出店者がいました。今後このようなことがあれば、飲食出店は揚げ物の全面禁止、又は二度と出店は認めない、というような対応となります。
- 4 各テントの周辺は、各自で清掃し清潔な店づくりに心掛けてください。
※雨天時には売り場(テント)前が雨でぬかるむ事が予想されます。各出店者で対応(対策例：パレットやベニヤ板を設置するなど)をお願いします。
- 5 酒屋の出店以外での、アルコール類(ビール、日本酒等)の販売は「きちょくれ祭り実行委員会」の申し合わせによりできませんので、ご協力をお願いします。
- 6 商品の売り歩き・押し売りは来場者の印象を悪くするので商品は各自のテント以外では売らないでください。また、商品は必ずテント内で販売し、通路にはみ出さないでください。
- 7 照明以外(電気ポット、冷蔵庫、保温機等)で電気を使うと、電圧が下がり設備に影響がありますので、照明以外の電気器具を使用する出店者は発電機を用意してください。
また、電源の使用は2個までとし、タコ足配線は禁止します。万一事故が発生したときは責任をとっていただきます。
- 8 火気器具(発電機を含む)を使用する場合は、必ず消火器を設置してください。
- 9 事務局で貸出す「テント・いす・テーブル」は各自で管理し、他のコーナーからの持ち出しは絶対にしないでください。
- 10 搬入・搬出時間を厳守し、それ以外の時間帯には車の乗入れは絶対にしないでください。また、営業中はテントのそばに駐車したままにしないようにしてください。但し、食品等の運搬には許可車のみを使用してください。
開催時間中の駐車は、来場者に駐車場を確保するため許可車のみとし、それ以外は市役所駐車場に駐車してください。

10日(日)	搬入： ～午前8時50分 搬出： 午後5時30分～
--------	------------------------------

- 11 説明会時のテント位置抽選方法について、実行委員会の指示に従ってください。
- 12 出店者皆様のご協力により、楽しいお祭りにしたいと思いますので「きちょくれ祭り実行委員会」の指示に従って、トラブルやイヤな思いがないようお願いします。

食品を取り扱う出店者の方へ(出店者用)

○157（病原性大腸菌）等、食中毒に十分注意してください。

- ① 食品関係の従事者は、各自の負担と責任でテント内に手洗いセットを必ず設置し、石鹼・消毒液等で手をまんべんなく洗ってください。設置していないと保健所から営業停止の命令が出される可能性があります。
 - ② 食品の保存・運搬・調理は衛生的に行い、食品の中心部を十分加熱（1分以上の加熱で75℃以上）してください。また洗浄してください。
 - ③ 食品を取り扱うときは、まな板・包丁・食器等の調理器具は十分洗浄・消毒してください。
 - ④ 使用水は飲用適の水を使用してください。
 - ⑤ 営業許可申請は、出店者ごとに申請してください。
(仕込み等を別の場所で行う場合は、2通の申請が必要です。)
 - ⑥ 毒物・異物等の混入などがありえますので、食品の管理には十分注意してください。
 - ⑦ 漬物類は、販売を禁止します。ただし、保健所の許可を受けている方は実行委員会に届け出れば許可します。
- ※ 誓約書と食品の取扱い注意は、提出用の誓約書と内容は同一です。この2枚は控として利用してください。